

ストックオプションに対する課税（Q&A）

このQ&Aは、ストックオプションに関する税務上の一般的な取扱いについて、質疑応答形式で取りまとめたものです。

※ このQ&Aは、令和6年11月1日現在の法令・通達等に基づいて作成しています。

※ このQ&Aは、一般的な取扱いを示したものであり、個々の事実関係によっては、異なる取扱いとなる場合があることにご注意ください。

目 次

問1	税制非適格ストックオプション（無償・有利発行型）の課税関係	1
問2	税制非適格ストックオプション（有償型）の課税関係	2
問3	税制非適格ストックオプション（信託型）の課税関係	3
問4	源泉所得税の納付について	5
問5	税制非適格ストックオプションを行使して取得した株式の価額	6
問6	税制適格ストックオプションの課税関係	8
問7	税制適格ストックオプションの権利行使価額（付与契約時の株価①）	11
問8	税制適格ストックオプションの権利行使価額（付与契約時の株価②）	15
問9	税制適格ストックオプションの権利行使価額（付与契約時の株価③）	16
問10	税制適格ストックオプションの権利行使価額（契約変更）	18
問11	税制適格ストックオプションの株券の保管の委託	19
問12	税制適格ストックオプション（信託型）の課税関係	21

【税制非適格ストックオプション（無償・有利発行型）の課税関係】

問1 私は、勤務先から譲渡制限の付されたストックオプション（税制非適格ストックオプション）を無償で取得しました。この場合の課税関係について教えてください。

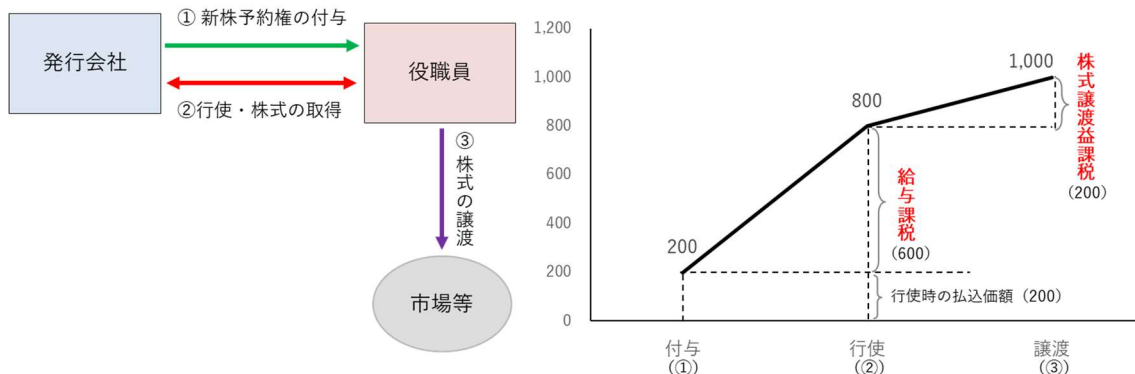
【発行会社の株価等】

- ・ ストックオプションの付与時 : 200
- ・ ストックオプションの行使時 : 800（権利行使価額 200）
- ・ 権利行使により取得した株式の譲渡時 : 1,000

（答）

- 勤務先から支給を受ける現物支給の給与については、支給時の給与所得として所得税の課税対象とされますが、その現物支給の給与が、譲渡制限の付されたストックオプション（税制非適格ストックオプション）である場合には、そのストックオプションを譲渡して所得を実現させることができないことから、ストックオプションの付与時に所得を認識せず、そのストックオプションを行使した日の属する年分の給与所得^{（注）}として所得税の課税対象とされます（所令 84③）。
- （注1）支配関係のある親会社等から労務の対価として付与されたストックオプションに係る経済的利益についても、給与所得に区分されます。
- （注2）請負契約その他これに類する契約に基づき、役務提供の対価として付与されたストックオプションに係る経済的利益については、事業所得又は雑所得に区分されます。
- なお、そのストックオプションに係る経済的利益が、所得税法第 204 条に規定する報酬金等に該当する場合には、源泉徴収の対象とされます。
- ご質問のストックオプション（税制非適格ストックオプション（無償・有利発行型））の課税関係は、次のとおりとなります。
- ① 税制非適格ストックオプションの付与時の経済的利益は、当該ストックオプションには譲渡制限が付されており、そのストックオプションを譲渡して所得を実現させることができないことから、課税関係は生じません。
 - ② 当該ストックオプションの行使時（株式の取得時）の経済的利益は、給与所得となります。（注1）経済的利益の額は、行使時の株価（800）から権利行使価額（200）を差し引いた 600 となります。（注2）発行会社は、上記の経済的利益について、源泉所得税を徴収して納付する必要があります。
 - ③ 当該ストックオプションを行使して取得した株式を売却した場合、株式譲渡益課税の対象となります。（注）株式譲渡益は、譲渡時の株価（1,000）から、行使時の株価（800）を差し引いた 200 となります。

《税制非適格ストックオプション（無償・有利発行型）のイメージ》



【税制非適格ストックオプション（有償型）の課税関係】

問2 私は、勤務先からストックオプションを適正な時価（50）で有償取得しました。この場合の課税関係について教えてください。

【発行会社の株価等】

- ・ ストックオプションの購入時 : 200
- ・ ストックオプションの行使時 : 800（権利行使価額 200）
- ・ 権利行使により取得した株式の譲渡時 : 1,000

（答）

- 勤務先から支給を受ける現物支給の給与については、支給時の給与所得として所得税の課税対象とされますが、その現物支給の給与が、譲渡制限の付されたストックオプション（税制非適格ストックオプション）である場合には、そのストックオプションを譲渡して所得を実現させることができないことから、ストックオプションの付与時に所得を認識せず、そのストックオプションを行使した日の属する年分の給与所得^{（注）}として所得税の課税対象とされます（所令 84③）。

（注1）支配関係のある親会社等から労務の対価として付与されたストックオプションに係る経済的利益についても、給与所得に区分されます。

（注2）請負契約その他これに類する契約に基づき、役務提供の対価として付与されたストックオプションに係る経済的利益については、事業所得又は雑所得に区分されます。

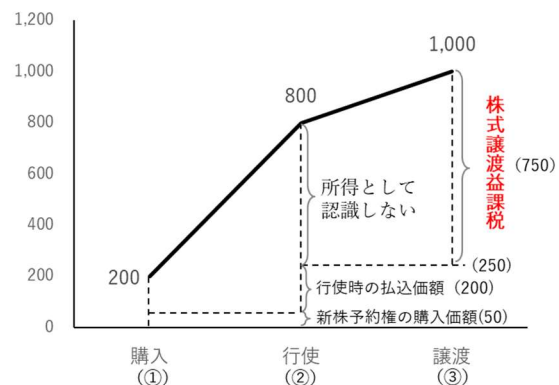
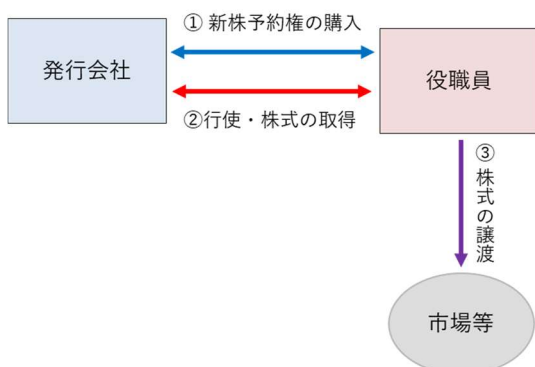
なお、そのストックオプションに係る経済的利益が、所得税法第 204 条に規定する報酬金等に該当する場合には、源泉徴収の対象とされます。

- 他方で、ご質問のような勤務先から適正な時価で有償取得したストックオプション（税制非適格ストックオプション（有償型））の課税関係は、次のとおりとなります。

- ① 税制非適格ストックオプション（有償型）は、当該ストックオプションを適正な時価で購入していることから、経済的利益は発生せず、課税関係は生じません。
- ② 当該ストックオプションの行使時の経済的利益（ストックオプションの値上がり益）については、所得税法上、認識しないこととされています（所法 36②、所令 109①一）。
- ③ 当該ストックオプションを行使して取得した株式を売却した場合、株式譲渡益課税の対象となります。

（注）株式譲渡益は、譲渡時の株価（1,000）から、当該ストックオプションの購入価額（50）と権利行使価額（200）の合計額（250）を差し引いた 750 となります。

《税制非適格ストックオプション（有償型）のイメージ》



【税制非適格ストックオプション（信託型）の課税関係】

問3 私は、下記のとおり、勤務先から信託会社を通じてストックオプションを取得し、その権利を行使することにより取得した株式を売却しました。この場合の課税関係について教えてください。

- ① 発行会社又は発行会社の代表取締役等が信託会社に金銭を信託して、信託（法人課税信託）を組成する（信託の組成時に、受益者及びみなし受益者は存在しない。）。
- ② 信託会社は、発行会社の譲渡制限付きストックオプションを適正な時価（50）で購入する。
- ③ 発行会社は、信託期間において会社に貢献した役職員を信託の受益者に指定し、信託財産として管理されているストックオプションを当該役職員に付与する。
- ④ 役職員は、ストックオプションを行使して発行会社の株式を取得する。
- ⑤ 役職員は、ストックオプションを行使して取得した株式を売却する。

【発行会社の株価等】

- ・ ストックオプションの購入時 : 200
- ・ ストックオプションの付与時 : 600
- ・ ストックオプションの行使時 : 800（権利行使価額 200）
- ・ 権利行使により取得した株式の譲渡時 : 1,000

（答）

- 勤務先から支給を受ける現物支給の給与については、支給時の給与所得として所得税の課税対象とされますが、その現物支給の給与が、譲渡制限の付されたストックオプション（税制非適格ストックオプション）である場合には、そのストックオプションを譲渡して所得を実現させることができないことから、ストックオプションの付与時に所得を認識せず、そのストックオプションを行使した日の属する年分の給与所得^{（注）}として所得税の課税対象とされます（所令 84③）。
- （注1）支配関係のある親会社等から労務の対価として付与されたストックオプションに係る経済的利益についても、給与所得に区分されます。
- （注2）請負契約その他これに類する契約に基づき、役務提供の対価として付与されたストックオプションに係る経済的利益については、事業所得又は雑所得に区分されます。
- なお、そのストックオプションに係る経済的利益が、所得税法第 204 条に規定する報酬金等に該当する場合には、源泉徴収の対象とされます。
- ご質問のストックオプション（税制非適格ストックオプション（信託型））の課税関係は、次のとおりとなります。
- ① 当該信託（法人課税信託）には、組成時に受益者が存在しないことから、発行会社又は発行会社の代表取締役等が信託会社に信託した金銭に対して、法人課税が行われることとなります。
 - ② 信託会社が当該ストックオプションを適正な時価（50）で購入した場合、経済的利益が発生しないことから、課税関係は生じません。
 - ③ 発行会社が、役職員を受益者に指定することにより、信託財産として管理しているストックオプションを付与した場合の経済的利益については、課税関係は生じません（所法 67 の 3 ②）。
- （注）役職員は、信託が購入の際に負担した 50 を取得価額として引き継ぐこととなります（所法 67 の 3 ①）。
- ④ 役職員が当該ストックオプションを行使して発行会社の株式を取得した場合、その経済的利益は、給与所得となります（所法 28、36②、所令 84③）。

(注1) 経済的利益の額は、行使時の株価（800）から取得価額として引き継いだ（50）と権利行使価額（200）の合計額（250）を差し引いた550となります。

(注2) 発行会社は、上記の経済的利益について、源泉所得税を徴収して、納付する必要があります。

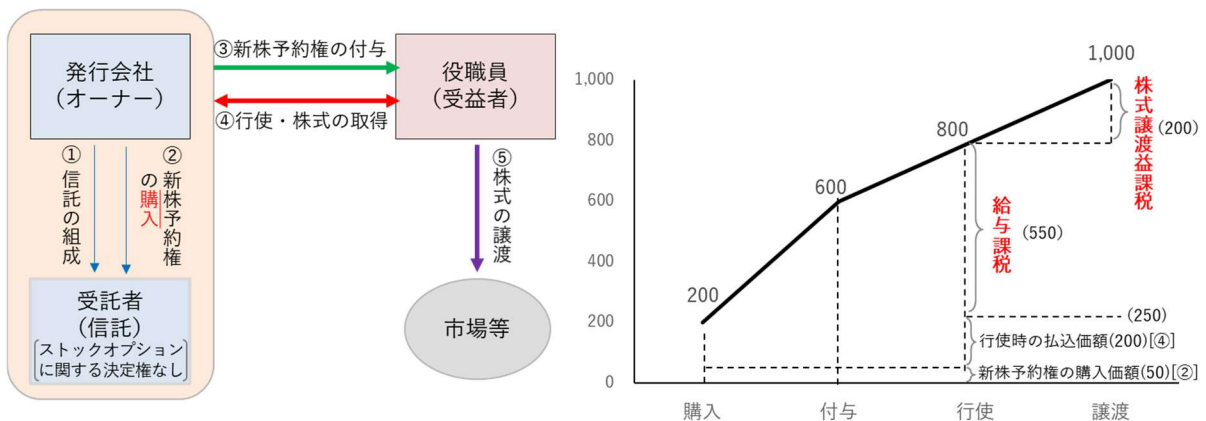
(注3) 税制非適格ストックオプション（信託型）については、

- ・ 信託が役職員にストックオプションを付与していること、信託が有償でストックオプションを取得していることなどの理由から、上記の経済的利益は労務の対価に当たらず、「給与として課税されない」との見解がありますが、
- ・ 実質的には、発行会社が役職員にストックオプションを付与していること、役職員に金銭等の負担がないことなどの理由から、上記の経済的利益は労務の対価に当たり、「給与として課税される」こととなります。

⑤ 役職員が当該ストックオプションを行使して取得した株式を売却した場合、株式譲渡益課税の対象となります。

(注) 株式譲渡益は、譲渡時の株価（1,000）から、行使時の株価（800）を差し引いた200となります。

《税制非適格ストックオプション（信託型）のイメージ》



【源泉所得税の納付について】

問4 私は、ストックオプションを発行した会社の経理を担当しています。

今般、税制非適格ストックオプション（無償・有利発行型又は信託型）の行使に係る経済的利益について、源泉所得税を納付していないことが判明しました。

このような場合、どのように対応すればよいですか。

（答）

- 税制非適格ストックオプション（無償・有利発行型又は信託型）については、ストックオプションの行使による株式の交付の際に、給与所得に係る源泉所得税を徴収して、納税地の所轄税務署に納付する必要があります。

- ご質問のように、既にストックオプションの行使が行われ、源泉所得税の納付をしていない場合には、速やかに源泉所得税を納付していただく必要があります（納付した源泉所得税は、ストックオプションを行使した者に求償することができます。）。
（注）発行会社が、その源泉所得税について、ストックオプションを行使した者に求償しないこととした場合には、ストックオプションを行使した者に債務免除に係る経済的利益を与えたことになり、その求償しないこととした時において、その税額に相当する金額の税引き後の手取額で給与や報酬の追加払いをしたものとし、その支払ったものとなる金額に係る源泉所得税を計算（グロスアップ計算）することとなります（所基通 221-1、所基通 181-223 共-4）。

- なお、源泉所得税を一時に納められない場合には、税務署に申請を行うことにより、原則として1年以内の期間に限り、納税の猶予等が認められる場合があります。

- 今後の手続等にご不明な点等がございましたら、納税地の所轄税務署の法人課税部門（源泉所得税担当）にご連絡いただきますようお願いいたします。

【税制非適格ストックオプションを行使して取得した株式の価額】

問5 私は、ストックオプションを発行した会社の経理を担当しています。

今般、税制非適格ストックオプション（無償・有利発行型又は信託型）の行使に係る経済的利益について、源泉所得税を納付していないことが判明しました。

このような場合、源泉所得税を計算する際の株式の価額について、どのように算定すればよいですか。

（答）

- 税制非適格ストックオプション（無償・有利発行型又は信託型）を行使して取得した株式の価額については、所得税基本通達 23～35 共－9 の例により算定することとなり、具体的な算定方法は、次のとおりです。
- （1）その株式が金融商品取引所に上場されている場合
当該株式につき金融商品取引法第 130 条の規定により公表された最終価格（同日に最終価格がない場合には、同日前の同日に最も近い日における最終価格とし、2 以上の金融商品取引所に同一の区分に属する最終価格がある場合には、当該価格が最も高い金融商品取引所の価格）
- （2）その株式に係る旧株が金融商品取引所に上場されている場合において、当該株式が上場されていないとき
当該旧株の最終価格を基準として当該株式につき合理的に計算した価額
- （3）上記（1）の株式及び（2）の旧株が金融商品取引所に上場されていない場合において、当該株式又は当該旧株につき気配相場価格があるとき
（1）又は（2）の最終価格を気配相場価格と読み替えて（1）又は（2）により求めた価額
- （4）（1）から（3）までに掲げる場合以外の場合
- イ 売買実例のあるもの
最近において売買の行われたもののうち適正と認められる価額
（注1）その株式の発行法人が、種類株式を発行している場合には、株式の種類ごとに売買実例の有無を判定することになります。
（注2）売買実例のある株式とは、最近（概ね6月以内）において売買の行われた株式をいい、1事例であっても売買実例に当たります。
なお、増資は売買実例として取り扱いますが、その株式を対象とした新株予約権の発行や行使は、売買実例には該当しません。
- ロ 公開途上にある株式で、当該株式の上場又は登録に際して株式の公募等が行われるもの（イに該当するものを除く。）
金融商品取引所又は日本証券業協会の内規によって行われるブックビルディング方式又は競争入札方式のいずれかの方式により決定される公募等の価格等を参酌して通常取引されると認められる価額
（注）公開途上にある株式とは、金融商品取引所が株式の上場を承認したことを明らかにした日から上場の日の前日までのその株式及び日本証券業協会が株式を登録銘柄として登録することを明らかにした日から登録の日の前日までのその株式をいいます。
- ハ 売買実例のないもので発行会社と事業の種類、規模、収益の状況等が類似する他の株式会社の株式の価額があるもの
当該価額に比準して推定した価額
- ニ イからハまでに該当しないもの

権利行使日等又は権利行使日等に最も近い日におけるその発行会社の1株当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額

(注) 1 上記二の価額については、一定の条件の下、財産評価基本通達の例により算定している場合には、著しく不適當と認められるときを除き、その算定した価額とすることができます。

著しく不適當と認められるときとは、例えば、財産評価基本通達の例により算定した普通株式の価額が、会計上算定した普通株式の価額の2分の1以下となるような場合をいいます。

2 その株式の発行法人が、種類株式を発行している場合には、その内容を勘案して、個別に普通株式の価額を算定することとなります。

【税制適格ストックオプションの課税関係】

問6 私は、勤務先から税制適格ストックオプションを取得しました。この場合の課税関係について教えてください。

【発行会社の株価等】

- ・ ストックオプションの付与時 : 200
- ・ ストックオプションの行使時 : 800 (権利行使価額 200)
- ・ 権利行使により取得した株式の譲渡時 : 1,000

(答)

- 勤務先から支給を受ける現物支給の給与については、支給時の給与所得として所得税の課税対象とされますが、その現物支給の給与が、譲渡制限の付されたストックオプション（税制非適格ストックオプション）である場合には、そのストックオプションを譲渡して所得を実現させることができないことから、ストックオプションの付与時に所得を認識せず、そのストックオプションを行使した日の属する年分の給与所得^(注)として所得税の課税対象とされます（所令 84③）。

(注1) 支配関係のある親会社等から労務の対価として付与されたストックオプションに係る経済的利益についても、給与所得に区分されます。

(注2) 請負契約その他これに類する契約に基づき、役務提供の対価として付与されたストックオプションに係る経済的利益については、事業所得又は雑所得に区分されます。

なお、そのストックオプションに係る経済的利益が、所得税法第 204 条に規定する報酬金等に該当する場合には、源泉徴収の対象とされます。

- 他方で、次に掲げる要件を満たすようなストックオプション（税制適格ストックオプション）に該当する場合には、当該ストックオプションを行使して株式を取得した日の給与課税を繰り延べ、その株式を譲渡した日の属する年分の株式譲渡益として所得税の課税対象とすることとされています（措法 29 の 2）。

(注) 給与所得の税率よりも株式譲渡益の税率が低い場合には、税負担が軽減されることとなります。

- ① ストックオプションは、発行会社の取締役等は無償で付与されたものであること。
- ② ストックオプションの行使は、その契約の基となった付与決議の日（注）後 2 年を経過した日からその付与決議の日後 10 年（発行会社が設立の日以後の期間が 5 年未満の株式会社で、金融商品取引所に上場されている株式等の発行者である会社以外の会社であることその他の要件を満たす会社である場合には 15 年）を経過する日までの間に行わなければならないこと。
(注) 付与決議の日とは、ストックオプションの割当てに関する決議の日をいいます。この「割当てに関する決議」とは、会社法第 243 条第 2 項の決議（その決議の後に同法第 238 条第 2 項の決議が行われる場合には、当該決議）をいいますが、募集新株予約権の総数の引受けを行う契約を締結する場合には、実質的に対象者に新株予約権が与えられることとなる同法第 238 条第 2 項の決議（その決議の後に当該契約の承認の決議（同法第 244 条第 3 項）が行われる場合には、当該決議）をいいます。
- ③ ストックオプションの行使の際の権利行使価額の年間の合計額が 1,200 万円（注）を超えないこと。

(注) 付与決議の日における発行会社の設立の日以後の期間が、5 年未満である場合にはその権利行使価額を 2 で除して計算した金額により、5 年以上 20 年未満である場合（その発行会社が、付与決議の日において金融商品取引所に上場されている株式等を発行する会社以外の

会社であることなどの一定の要件を満たすものである場合に限り、)にはその権利行使価額を3で除して計算した金額により、それぞれ判定することとされています。

- ④ ストックオプションの行使に係る1株当たりの権利行使価額は、当該ストックオプションの付与に係る契約を締結した株式会社の当該契約の締結の時における1株当たりの価額相当額以上であること。

(注)「当該契約の締結の時」については、ストックオプションの付与に係る契約の締結の日が、ストックオプションの付与決議の日やストックオプションの募集事項の決定の決議の日から6月を経過していない場合には、これらの決議の日として差し支えありません。

- ⑤ 取締役等において、ストックオプションの譲渡が禁止されていること。
 ⑥ ストックオプションの行使に係る株式の交付が、会社法第238条第1項に定める事項に反しないで行われるものであること。
 ⑦ ストックオプションの行使により取得した株式につき、次のいずれかの要件を満たすこと。

イ 発行会社と金融商品取引業者等との間であらかじめ締結された取決めに従い、金融商品取引業者等において、当該ストックオプションの行使により取得した株式の保管の委託等がされること。

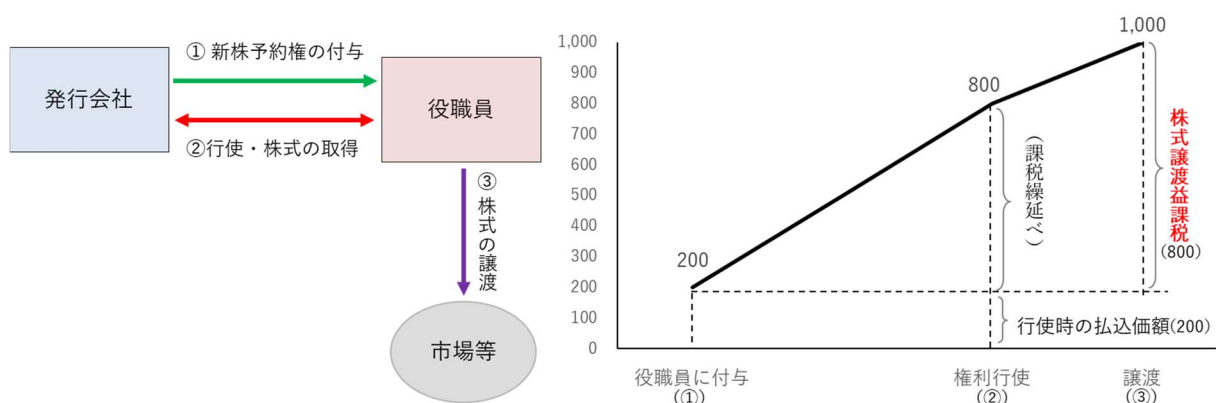
ロ 発行会社と取締役等との間であらかじめ締結された取決めに従い、発行会社において、当該ストックオプションの行使により取得した株式(譲渡制限株式に限ります。)の管理がされること。

- ご質問のストックオプション(税制適格ストックオプション)の課税関係は、次のとおりとなります。

- ① 税制適格ストックオプションの付与時の経済的利益は、当該ストックオプションには譲渡制限が付されており、そのストックオプションを譲渡して所得を実現させることができないことから、課税関係は生じません。
 ② 当該ストックオプションの行使時(株式の取得時)の経済的利益は、租税特別措置法の規定により、課税が繰り延べられることから、課税関係は生じません。
 ③ 当該ストックオプションを行使して取得した株式を売却した場合、株式譲渡益課税の対象となります。

(注) 株式譲渡益は、譲渡時の株価(1,000)から、権利行使価額(200)を差し引いた800となります。

《税制適格ストックオプションのイメージ》



(参考) 令和6年度税制改正で措置された税制適格ストックオプションの改正の概要

○ 令和6年度税制改正においては、税制適格ストックオプションの要件について、次の改正が行われました。

- (1) スtockオプションの行使の際の権利行使価額の年間の合計額が1,200万円を超えないこととの要件(上記のストックオプションの要件①～⑦のうち、③の要件)について、付与決議の日における発行会社の設立の日以後の期間が、5年未満である場合にはその権利行使価額を2で除して計算した金額により、5年以上20年未満である場合(その発行会社が、付与決議の日において金融商品取引所に上場されている株式等を発行する会社以外の会社であることなどの一定の要件を満たすものである場合に限り)にはその権利行使価額を3で除して計算した金額により、それぞれ判定することとされました。

なお、この2又は3で除して計算した金額については、1回の権利行使における権利行使価額の合計額ごとに2又は3で除した上で、その除した金額に1円未満の端数が生じる場合には、その1円未満の端数を切り上げて算出することとされています(参考:経済産業省ホームページ【<https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/stock-option.html>】)。

- (2) スtockオプションの行使により取得した株式に係る保管の委託の要件(上記⑦の要件)について、発行会社と取締役等との間であらかじめ締結された取決めに従い、発行会社において、当該ストックオプションの行使により取得した株式(譲渡制限株式に限り)の管理がされることによることも可能とされました。

(注) 上記の改正は、令和6年分以後の所得税について適用し、令和5年分以前の所得税については従前どおりとされています。また、令和6年4月1日前に締結された契約については、令和6年12月31日までに契約の変更をすることにより、上記の改正後の要件を適用することができる経過措置が設けられています。

【税制適格ストックオプションの権利行使価額（付与契約時の株価①）】

問7 当社は、上場又はM&Aを目指しているスタートアップ企業です。
 今般、従業員に対して、税制適格ストックオプションの付与を予定しています。
 税制適格ストックオプションの権利行使価額は、ストックオプションの付与に係る契約時の株価以上とする必要がありますが、当該株価の算定方法について教えてください。

(答)

- 税制適格ストックオプションについては、「新株予約権の行使に係る1株当たりの権利行使価額は、当該新株予約権に係る契約を締結した株式会社の株式の当該契約の締結の時点における1株当たりの価額に相当する金額以上であること」が要件とされています（措法29の2①三）。
 (注)「当該契約の締結の時」については、ストックオプションの付与に係る契約の締結の日が、ストックオプションの付与に関する決議の日やストックオプションの募集事項の決定の決議の日から6月を経過していない場合には、これらの決議の日として差し支えありません。
- ご質問のストックオプションの付与に係る契約時の株価は、所得税基本通達23～35共-9の例によって算定します（以下「原則方式」といいます。参考2参照）。ただし、その株式が取引相場のない株式である場合には、原則方式によらず、一定の条件の下、財産評価基本通達の例によって算定することもできます（以下「特例方式」といいます。参考3参照）。
 (注) 特例方式の算定において、貴社が、種類株式を発行している場合には、その内容を勘案して個別に普通株式の「1株当たりの価額」を算定することになります。
- 結果として、特例方式で算定した価額以上の価額で「権利行使価額」を設定していれば、権利行使価額に関する要件を満たすこととなります。

(参考1) 株式の区分ごとの株式の価額（原則方式・特例方式の選択の可否）

区 分			株式の価額	
			原則方式	特例方式 ^(注1)
株式	取引相場のある株式	上場株式	取引相場価額	選択不可
		気配相場等のある株式 ^(注2)	気配相場価額 公募等の価額	
	取引相場のない株式	売買実例のある株式 ^(注3)	売買実例価額	選択可
		売買実例のない株式	類似会社の株式の価額 純資産価額等を参酌して算定した価額 ^(注4)	

(注1) 特例方式は、税制適格ストックオプションの権利行使価額に関する要件に係る付与契約時

の株価の算定でしか選択することができません。

(注2) 気配相場等のある株式とは、次の株式をいいます。

- ① 登録銘柄として登録されている株式及び店頭管理銘柄として指定されている株式
- ② 公開途上にある株式

(注) 公開途上にある株式とは、金融商品取引所が株式の上場を承認したことを明らかにした日から上場の日の前日までのその株式及び日本証券業協会が株式を登録銘柄として登録することを明らかにした日から登録の日の前日までのその株式をいいます。

(注3) 売買実例のある株式とは、最近(概ね6月以内)において売買の行われた株式をいい、1事例であっても売買実例に当たります。

なお、増資は売買実例として取り扱いますが、その株式を対象とした新株予約権の発行や行使は、売買実例には該当しません。

(注4) 純資産価額等を参酌して算定した価額については、一定の条件の下、財産評価基本通達の例によって算定した価額とすることができですが、特例方式と異なり、著しく不相当と認められる場合、例えば、財産評価基本通達の例により算定した普通株式の価額が会計上算定した普通株式の価額の2分の1以下となるような場合には、選択することはできません。

(参考2) 原則方式による算定方法の概要

○ 原則方式による算定方法の概要は次のとおりです。

(1) その株式が金融商品取引所に上場されている場合

当該株式につき金融商品取引法第130条の規定により公表された最終価格(同日に最終価格がない場合には、同日前の同日に最も近い日における最終価格とし、2以上の金融商品取引所に同一の区分に属する最終価格がある場合には、当該価格が最も高い金融商品取引所の価格)

(2) その株式に係る旧株が金融商品取引所に上場されている場合において、当該株式が上場されていないとき

当該旧株の最終価格を基準として当該株式につき合理的に計算した価額

(3) 上記(1)の株式及び(2)の旧株が金融商品取引所に上場されていない場合において、当該株式又は当該旧株につき気配相場価格があるとき

(1)又は(2)の最終価格を気配相場価格と読み替えて(1)又は(2)により求めた価額

(4) (1)から(3)までに掲げる場合以外の場合

イ 売買実例のあるもの

最近において売買の行われたもののうち適正と認められる価額

(注1) その株式の発行法人が、種類株式を発行している場合には、株式の種類ごとに売買実例の有無を判定します。

(注2) 売買実例のある株式とは、最近(概ね6月以内)において売買の行われた株式をいい、1事例であっても売買実例に当たります。

なお、増資は売買実例として取り扱いますが、その株式を対象とした新株予約権の発行や行使は、売買実例には該当しません。

ロ 公開途上にある株式で、当該株式の上場又は登録に際して株式の公募等が行われるもの(イに該当するものを除く。)

金融商品取引所又は日本証券業協会の内規によって行われるブックビルディング方式又は競争入札方式のいずれかの方式により決定される公募等の価格等を参酌して通常取引さ

れると認められる価額

(注) 公開途上にある株式とは、金融商品取引所が株式の上場を承認したことを明らかにした日から上場の日の前日までのその株式及び日本証券業協会が株式を登録銘柄として登録することを明らかにした日から登録の日の前日までのその株式をいいます。

ハ 売買実例のないもので発行会社と事業の種類、規模、収益の状況等が類似する他の株式会社の株式の価額があるもの

当該価額に比準して推定した価額

ニ イからハまでに該当しないもの

権利行使日等又は権利行使日等に最も近い日におけるその発行会社の1株当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額

(注) 1 上記ニの価額については、一定の条件の下、財産評価基本通達の例により算定している場合には、著しく不相当と認められるときを除き、その算定した価額とすることができま

す。著しく不相当と認められるときとは、例えば、財産評価基本通達の例により算定した普通株式の価額が、会計上算定した普通株式の価額の2分の1以下となるような場合をいいます。

2 その株式の発行法人が、種類株式を発行している場合には、その内容を勘案して普通株式の価額を算定することとなります。

(参考3) 特例方式による算定方法の概要

1 原則的評価方式(同族株主等が取得した株式の評価)

(1) 評価方法

① 類似業種比準方式

発行会社と事業の種類が同一又は類似する複数の上場会社の株価の平均値に比準して、株式の価額を算定する方法

② 純資産価額方式

発行会社の純資産価額(時価ベース)を発行済株式数で除して、株式の価額を算定する方法

(2) 会社の規模別の評価方法

① 上場会社に匹敵するような大会社の株式 : 類似業種比準方式(純資産価額方式も可)

② 大会社と小会社の間にある中会社の株式 : 併用方式(純資産価額方式も可)

③ 個人企業とそれほど変わらない小会社の株式 : 純資産価額方式(併用方式も可)

2 特例的評価方式(同族株主等以外の者が取得した株式の評価)

○ 配当還元方式(原則的評価方式も可)

$$\frac{\text{配当金額}(\text{※})}{10\%} \times \frac{1 \text{株当たりの資本金等の額}}{50 \text{円}}$$

※ 1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の配当金額。

配当金額が2.5円未満の場合は2.5円で計算。

○ 具体的な算定方法

区分	方式	具体的な計算方法
原則的評価方式	大会社	$\text{類似業種平均株価 (A)} \times \frac{\frac{\text{B}}{\text{B}} + \frac{\text{C}}{\text{C}} + \frac{\text{D}}{\text{D}}}{3} \times \text{しんしゃく率 (E)}$ ※B、C、Dは、発行会社の配当、利益、簿価純資産 B、C、Dは、類似業種の配当、利益、簿価純資産 ※Eは、大会社：0.7、中会社：0.6、小会社：0.5
	中会社	類似業種比準価額×L※+純資産価額×(1-L) ※Lの割合=大会社に近いもの0.9、中間のもの0.75、小会社に近いもの0.6
	小会社	$\frac{\text{相続税評価額による純資産価額}}{\text{発行済株式数}}$
特例的評価方式	配当還元方式 (原則的評価方式も可)	$\frac{\text{配当金額(※)}}{10\%} \times \frac{\text{1株当たりの資本金等の額}}{50\text{円}}$ ※1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の配当金額。 配当金額が2.5円未満の場合は2.5円で計算。

(注) 発行会社が、種類株式を発行している場合には、その内容を勘案して、個別に普通株式の「1株当たりの価額」を算定することになります。

3 特例方式で算定する場合の留意事項

- (1) 「1株当たりの価額」につき財産評価基本通達179の例により算定する場合(同通達189-3の(1)において同通達179に準じて算定する場合を含む。)において、新株予約権を与えられた者が発行会社にとって同通達188の(2)に定める「中心的な同族株主」に該当するときは、当該株式会社は常に同通達178に定める「小会社」に該当するものとしてその例によること。
- (2) 発行会社が土地(土地の上に存する権利を含む。)又は金融商品取引所に上場されている有価証券を有しているときは、財産評価基本通達185に定める「1株当たりの純資産価額(相続税評価額によつて計算した金額)」の計算に当たり、これらの資産については、新株予約権の付与に係る契約時における価額によること。
- (3) 財産評価基本通達185の本文に定める「1株当たりの純資産価額(相続税評価額によつて計算した金額)」の計算に当たり、同通達186-2により計算した評価差額に対する法人税額等に相当する金額は控除しないこと。

【税制適格ストックオプションの権利行使価額（付与契約時の株価②）】

問 8 当社は、上場又は M&A を目指しているスタートアップ企業です。
今般、従業員に対して、税制適格ストックオプションの付与を予定しています。
税制適格ストックオプションの権利行使価額は、ストックオプションの付与に係る契約時の株価以上とする必要がありますが、この契約時の株価の算定方法を教えてください。
当社の純資産価額等の状況は以下のとおりです。

- ① 直前期末の純資産価額（相続税評価額ベース）：50 万円
- ② 発行済株式数：普通株式 1,000 株（1 株当たりの発行価額：1,000 円）
- ③ 算定方法：特例方式（純資産価額方式）

（答）

- 税制適格ストックオプションの権利行使価額については、ストックオプションの付与に係る契約の締結時の株価以上とする必要がありますが、当該株式が取引相場のない株式である場合には、一定の条件の下、財産評価基本通達の例により算定することもできます（以下「特例方式」といいます。）。
 - ご質問のケースの特例方式（純資産価額方式）の算定方法は、次のとおりです。
 - ① スtockオプションの付与に係る契約時における貴社の資産及び負債の価額について相続税評価額の時価ベースで算定する。
 - ② 上記①で算定した資産の価額から負債の価額を差し引いて純資産価額を算定する。
 - ③ 上記②で算定した純資産価額をストックオプションの付与に係る契約時における発行済株式数で除して、1 株当たりの価額を算定する。
- （注 1）純資産価額については、直前期末の決算に基づき算定して差し支えありませんが、次のような場合には、ストックオプションの付与に係る契約時に仮決算を組んで算定する必要があります。
- イ スtockオプションの付与契約日が直前期末から 6 月を経過し、かつ、その日の純資産価額が直前期末の純資産価額の 2 倍に相当する額を超えている場合
 - ロ 直前期末からストックオプションの付与契約日までの間に、株式を発行している場合（イに該当する場合を除きます。）
- なお、ロの場合には、直前期末の純資産価額に、株式の発行の際に払い込みを受けた金額を資産の額に加算して、純資産価額を算定して差し支えありません。
- （注 2）純資産価額がマイナスになる場合の株式の価額は 0 円となりますが、権利行使価額は備忘価額の 1 円以上の任意の価額とすることとなります。
- （注 3）発行済株式数は、ストックオプションの付与時の株式数となります（直前期末の株式数とすることはできません。）。

【特例方式（純資産価額方式）による株価】

$$50 \text{ 万円} \div 1,000 \text{ 株} = 500 \text{ 円}$$

- したがって、権利行使価額を 500 円以上としていれば、税制適格ストックオプションの権利行使価額に関する要件を満たすこととなります。

【税制適格ストックオプションの権利行使価額（付与契約時の株価③）】

問9 当社は、上場又はM&Aを目指しているスタートアップ企業です。

今般、従業員に対して、普通株式を対象とする税制適格ストックオプションの付与を予定しています。

税制適格ストックオプションの権利行使価額は、ストックオプションの付与に係る契約時の株価以上とする必要がありますが、この契約時の株価の算定方法を教えてください。

当社の純資産価額等の状況は以下のとおりです。

① 直前期末の純資産価額（相続税評価額ベース）：200万円

② 発行済株式数

イ 普通株式：1,000株（1株当たりの発行価額：1,000円）

ロ 優先株式：1,000株（1株当たりの発行価額：1,500円）

※ 優先株式の保有者であるベンチャーキャピタルには、残余財産のうち150万円（1.0倍）が優先分配され、残りは発行済株式数（普通株式と優先株式の合計数）に応じて均等分配されます（参加型）。

③ 算定方法：特例方式（純資産価額方式）

（答）

○ 税制適格ストックオプションの権利行使価額については、ストックオプションの付与に係る契約の締結時の株価以上とする必要がありますが、当該株式が取引相場のない株式である場合には、一定の条件の下、財産評価基本通達の例により算定することもできます（以下「特例方式」といいます。）。

○ なお、特例方式での算定に当たり、貴社が種類株式を発行している場合には、その種類株式の内容を勘案して、個別に普通株式の価額を算定することとなります。

（注）普通株式に転換することが予定されている種類株式であっても、付与契約時に種類株式であれば、種類株式として取り扱います。

○ ご質問のケースの特例方式（純資産価額方式）算定方法は、次のとおりです。

① スtockオプションの付与に係る契約時における貴社の資産及び負債の価額について相続税評価額ベースで算定する。

② 上記①で算定した資産の価額から負債の価額を差し引いて純資産価額を算定する。

③ 上記②で算定した純資産価額から優先株式に分配される純資産価額を控除する。

④ 上記③で算定した全株式に対応する純資産価額をストックオプションの付与に係る契約時における発行済株式数で除して、普通株式の1株当たり価額を算定する。

（注1）純資産価額については、直前期末の決算に基づき算定して差し支えありませんが、次のような場合には、ストックオプションの付与に係る契約時に仮決算を組んで算定する必要があります。

イ スtockオプションの付与契約日が直前期末から6月を経過し、かつ、その日の純資産価額が直前期末の純資産価額の2倍に相当する額を超えている場合

ロ 直前期末からストックオプションの付与契約日までの間に、株式を発行している場合（イに該当する場合を除きます。）

なお、ロの場合には、直前期末の純資産価額に、株式の発行の際に払い込みを受けた金額を資産の額に加算して、純資産価額を算定して差し支えありません。

(注2) 純資産価額がマイナスになる場合の普通株式の価額は0円となりますが、この場合の権利行使価額は備忘価額の1円以上の任意の価額とすることとなります。

(注3) 優先株式の優先分配額が投資額を超える場合(例えば1.5倍や2.0倍の場合)であっても、その優先分配額を差し引いて普通株式の価額を算定することとなります。

なお、いわゆるJ-KISS型新株予約権などの残余財産の優先分配を受けることのできる新株予約権については、残余財産の優先分配を受けることのできる優先株式として取り扱って差し支えありません。

(注4) 発行済株式数は、ストックオプションの付与時の株式数となります(直前期末の株式数とすることはできません。)

なお、優先株式に係る残余財産の分配が優先分配分しか分配されない場合(非参加型の場合)の発行済株式数は、発行済の普通株式数となります。

【特例方式(純資産価額方式)による株価】

- ・ 200万円(①) - 150万円(②口※) = 50万円
- ・ 50万円 ÷ 2,000株(②イ口) = 250円

○ したがって、権利行使価額を250円以上としていれば、税制適格ストックオプションの権利行使価額に関する要件を満たすこととなります。

(注) 上記の計算のとおり、仮に、ベンチャーキャピタルに対して優先株式(1.0倍)を発行し、資産の額が増えたとしても、普通株式の1株当たりの価額は、優先株式の発行前の価額と同じ価額になります。

【税制適格ストックオプションの権利行使価額（契約変更）】

問 10 当社は、上場又は M&A を目指しているスタートアップ企業です。

当社は、従業員に対して、税制適格ストックオプションの付与に係る契約を締結し、当該契約に基づき、税制適格ストックオプションを付与していましたが、令和 5 年 7 月の租税特別措置法通達の改正を踏まえ、権利行使価額を引き下げる契約変更を行うことを考えています。

こうした契約変更を行った場合でも、税制適格ストックオプションとして認められるでしょうか。

(答)

- 税制適格ストックオプションについては、「新株予約権に係る契約により与えられた新株予約権を当該契約に従って行使する」ことが要件とされていますので、当該契約で定めた事項を変更した場合、原則として、税制適格ストックオプションに該当しないこととなります。

(注) 税制適格ストックオプションに係る要件と何ら関係のない事項に関する契約の変更（例：上場前の権利行使を不可としていたものを可能とする変更）や、変更後の契約に従って権利を行使したとしても当初の契約に反した権利の行使とならない場合における契約の変更（例：権利行使を行わなければならない期間を、当初契約の範囲内の別の期間とする変更）であれば、契約の変更後も、その権利行使は当初の契約に従って行われるものと同様と認められますので、税制適格ストックオプションとして取り扱って差し支えありません。

なお、新株予約権に係る登記事項の内容の変更は、税制適格ストックオプションの適用に当たり、考慮されるものではありません。

- 他方で、令和 5 年 7 月の租税特別措置法通達の改正は、税制適格ストックオプションに係る権利行使価額が、税制適格を否認されないために高めに設定していたという実務を踏まえたものであり、同通達が公表されていれば、権利行使価額を高めに設定しなかったであろう点に鑑み、税制適格ストックオプションの要件を満たしている契約について、通達改正後に権利行使価額を引き下げる契約変更を行った場合で、かつ、当該契約変更後の権利行使価額が同通達に定めた権利行使価額に関する要件を満たしているときは、税制適格ストックオプションとして認められることとなります。

(注) 同通達に定める権利行使価額に関する要件は、当該契約変更を行った時ではなく、税制適格ストックオプションの付与に係る契約を締結した時において同通達によって算定した場合の 1 株当たりの価額により判定します。

- なお、税制適格ストックオプションについては、「当該新株予約権の行使に係る株式の交付が当該交付のために付与決議がされた会社法第 238 条第 1 項に定める事項に反しないで行われるものであること」も要件とされていますので（措法 29 の 2 ①五）、契約変更後の権利行使価額が、付与決議で定めた権利行使価額に反することとなる場合には、権利行使価額を変更する決議も必要になります。

【税制適格ストックオプションの株券の保管の委託】

問 11 当社は、上場又は M&A を目指しているスタートアップ企業ですが、株券は発行していません。

今般、従業員に対して、普通株式を対象とする税制適格ストックオプションの付与を予定しています。

税制適格ストックオプションについては、税制適格ストックオプションを行使して取得した株式を証券会社等に保管の委託をしなければなりません。株券不発行会社の場合は株券発行会社に変更して、新たに株券を発行して証券会社等に株券の保管の委託をする必要があるのでしょうか。

(答)

○ 税制適格ストックオプションにおいては、行使によって取得する株式について金融商品取引業者等において保管の委託をする場合には、発行会社と金融商品取引業者等との間であらかじめ締結される取決めに従い、取得後直ちに、発行会社を通じて、金融商品取引業者等の振替口座簿に記載若しくは記録を受けること又は金融商品取引業者等に保管の委託若しくは管理等信託がされることとされており、非上場会社においては、「権利者が、新株予約権の行使により株式の取得をする際、当該株式に係る株券の交付を受けずに、当該株式の交付をする株式会社から金融商品取引業者等の営業所等に当該株式を直接引き渡させることにより行う」ことが要件とされています（以下、本要件を「保管委託要件」といいます。）。

○ したがって、税制適格ストックオプションの行使を受けた際、株券を発行し、その株券を金融商品取引業者等に直接引き渡す場合は、保管委託要件を満たすことになります。

また、発行会社が未上場かつ株券不発行会社である場合には、契約等に基づき、発行会社から金融商品取引業者等に対して株式の異動情報が提供され、かつ、発行会社においてその株式の異動を確実に把握できる措置が講じられている場合には、「金融商品取引業者等の振替口座簿に記載若しくは記録を受けること」に相当するものであることから、株券の発行及び株券の金融商品取引業者等への引渡しをせずとも、保管委託要件を満たすこととなります。

(注 1) 株式の異動を確実に把握できる措置とは、例えば、税制適格ストックオプションの付与に関する契約において、税制適格ストックオプションの行使の際に、発行会社が指定した金融商品取引業者等への売り委託又は譲渡以外の方法で株式を譲渡した場合に、発行会社はその株式を没収するとともに権利者に対して違約金の支払を求めることができる事項を設けることが考えられます。

(注 2) 本 Q&A の公表（令和 5 年 5 月）前に税制適格ストックオプションの付与が行われ、かつ、本 Q&A の公表後において権利行使が行われていない場合には、株券の保管の委託に関する契約の変更及び株式の異動を確実に把握できる措置を講じることにより、上記の取扱いの適用を受けることができます。

(参考) 令和 6 年度税制改正において、税制適格ストックオプションに係るストックオプションの行使により取得した株式に係る保管の委託の要件については、発行会社と取締役等との間であらかじめ締結された取決めに従い、発行会社において、当該ストックオプションの行使により取得した株式（譲渡制限株式に限ります。）の管理がされることによることも可能とされています。この改正は、令和 6 年分以後の所得税について適用し、令和 5 年分以

前の所得税については従前どおりとされています。また、令和6年4月1日前に締結された契約については、令和6年12月31日までに契約の変更をすることにより、改正後の要件を適用することができる経過措置が設けられています。

なお、この発行会社における管理の対象となる株式については、上記のとおり譲渡制限株式に限られることから、当該株式の発行会社が上場する場合には、当該株式について、金融商品取引業者等による管理の方法に移行する必要があります。この上場に当たっての対応については、経済産業省ホームページ【<https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/stock-option.html>】をご参照ください（経済産業省ホームページにおいては、この移行について、一定の手続を経ることにより、税特別措置法第29条の2第4項の「返還又は移転」に該当しないものとして取り扱われることが明らかにされています。）。

【税制適格ストックオプション（信託型）の課税関係】

問 12 当社は、上場又は M&A を目指しているスタートアップ企業です。

今般、従業員に対して、信託型ストックオプションの付与を予定しています。

信託型ストックオプションについても、一定の要件を満たせば、税制適格ストックオプションとして認められると聞いていますが、どのような要件を満たせば、税制適格ストックオプションと認められるのでしょうか。

(答)

- 税制適格ストックオプションについては、次のような要件を満たすことが必要とされています。
- ① スtockオプションは、発行会社の取締役等は無償で付与されたものであること。
 - ② スtockオプションの行使は、その契約の基となった付与決議の日（注）後2年を経過した日からその付与決議の日後10年（発行会社が設立の日以後の期間が5年未満の株式会社で、金融商品取引所に上場されている株式等の発行者である会社以外の会社であることその他の要件を満たす会社である場合には15年）を経過する日までの間に行わなければならないこと。
（注）付与決議の日とは、ストックオプションの割当てに関する決議の日をいいます。この「割当てに関する決議」とは、会社法第243条第2項の決議（その決議の後に同法第238条第2項の決議が行われる場合には、当該決議）をいいますが、募集新株予約権の総数の引受けを行う契約を締結する場合には、実質的に対象者に新株予約権が与えられることとなる同法第238条第2項の決議（その決議の後に当該契約の承認の決議（同法第244条第3項）が行われる場合には、当該決議）をいいます。
 - ③ スtockオプションの行使の際の権利行使価額の年間の合計額が1,200万円（注）を超えないこと。
（注）付与決議の日における発行会社の設立の日以後の期間が、5年未満である場合にはその権利行使価額を2で除して計算した金額により、5年以上20年未満である場合（その発行会社が、付与決議の日において金融商品取引所に上場されている株式等を発行する会社以外の会社であることなどの一定の要件を満たすものである場合に限り、）にはその権利行使価額を3で除して計算した金額により、それぞれ判定することとされています。
 - ④ スtockオプションの行使に係る1株当たりの権利行使価額は、当該ストックオプションの付与に係る契約を締結した株式会社の当該契約の締結時における1株当たりの価額相当額以上であること。
（注）「当該契約の締結時」については、ストックオプションの付与に係る契約の締結の日が、ストックオプションの付与決議の日やストックオプションの募集事項の決定の決議の日から6月を経過していない場合には、これらの決議の日として差し支えありません。
 - ⑤ 取締役等において、ストックオプションの譲渡が禁止されていること。
 - ⑥ スtockオプションの行使に係る株式の交付が、会社法第238条第1項に定める事項に反しないで行われるものであること。
 - ⑦ スtockオプションの行使により取得した株式につき、次のいずれかの要件を満たすこと。
イ 発行会社と金融商品取引業者等との間であらかじめ締結された取決めに従い、金融商品取引業者等において、当該ストックオプションの行使により取得した株式の保管の委託がされること。
ロ 発行会社と取締役等との間であらかじめ締結された取決めに従い、発行会社において、当該

ストックオプションの行使により取得した株式（譲渡制限株式に限ります。）の管理がされること。

(注)ストックオプションの付与に係る契約においては、上記イ及びロの要件を満たすよう定め、ストックオプションの行使までに上記イ又はロのいずれかの要件を満たすこととしても差し支えありません。

○ 信託型ストックオプションについては、次のような要件を満たせば、税制適格ストックオプションとして認められることとなります。

① 信託型ストックオプションに係る信託契約において、原則として、信託の受託者が自身の判断で、そのストックオプションの行使又は第三者への譲渡をすることができないとされていること。

② 信託型ストックオプションは、発行会社の取締役等は無償で付与されること。

③ 信託型ストックオプションの行使は、信託型ストックオプションに係る受益者を指定する日（以下「受益者指定日」といいます。）の日後2年を経過した日から受益者指定日後10年（発行会社が設立の日以後の期間が5年未満の株式会社で、金融商品取引所に上場されている株式等の発行者である会社以外の会社であることその他の要件を満たす会社である場合には15年）を経過する日までの間に行わなければならないこと。

④ 信託型ストックオプションの行使の際の権利行使価額の年間の合計額が1,200万円（注）を超えないこと。

(注)付与決議の日における発行会社の設立の日以後の期間が、5年未満である場合にはその権利行使価額を2で除して計算した金額により、5年以上20年未満である場合（その発行会社が、付与決議の日において金融商品取引所に上場されている株式等を発行する会社以外の会社であることなどの一定の要件を満たすものである場合に限り）である場合にはその権利行使価額を3で除して計算した金額により、それぞれ判定することとされています。

⑤ 信託型ストックオプションの行使に係る1株当たりの権利行使価額は、信託受益権の付与に係る契約の締結時における1株当たりの価額相当額以上であること。

(注)「信託受益権の付与に係る契約の締結時」については、信託受益権の付与に係る契約の締結の日が、受益者指定日から6月を経過していない場合には、受益者指定日として差し支えありません。

⑥ 取締役等において、信託型ストックオプション及びその信託受益権の譲渡が禁止されていること。

⑦ 信託型ストックオプションの行使に係る株式の交付が、会社法第238条第1項に定める事項に反しないで行われるものであること。

⑧ スtockオプションの行使により取得した株式につき、次のいずれかの要件を満たすこと。

イ 発行会社と金融商品取引業者等との間であらかじめ締結された取決めに従い、金融商品取引業者等において、信託型ストックオプションの行使により取得した株式の保管の委託がされること。

ロ 発行会社と取締役等との間であらかじめ締結された取決めに従い、発行会社において、当該ストックオプションの行使により取得した株式（譲渡制限株式に限ります。）の管理がされること。

(注) 信託受益権の付与に係る契約においては、上記イ及びロの要件を満たすよう定め、ストックオプションの行使までに上記イ又はロのいずれかの要件を満たすこととしても差し支えありません。